

平成 25 年度税制改正に対する意見

平成 24 年 9 月



はじめに

わが国の経済は、平成 23 年 3 月の東日本大震災によって大きな打撃を受けた。被災地の復興には未だに多くの課題を残しているが、寸断されたサプライチェーンの復旧等の懸命な取り組みを経て、経済は持ち直しを続けている。

わが国は、震災以前からデフレの進行、失業率の高止まり、継続する過度な円高等、不安要素を抱えたままである。震災からの復興を成し遂げ、今後のわが国経済の更なる成長を促進するために、税制の果たす役割は重大である。

一方、わが国の中長期的課題としては、公的債務の増大、少子高齢化・人口減少の進展、経済活力の停滞などの未だに解決されざる多くの構造的課題を抱えたままである。

社会保障と税の一体改革については、昨年来議論が進み、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立したところではあるが、年金を含めた社会保障制度等について解決すべき課題が山積している。

財政政策や経済政策、社会保障政策等の総合的で戦略的な立案が望まれるところであるが、ここにおいても、税制の果たす役割は極めて重大である。

このため、当会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 24 年 9 月

一般社団法人 中部経済連合会

会 長 三 田 敏 雄

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目次

第 I 部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制抜本改革の必要性	1
2. 改革の方向性	1
(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革	1
(2) 税制抜本改革のあり方	2
(3) 地方分権の推進に資する税制	2
(4) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備	3
3. 東日本大震災からの復興と被害からの教訓	3
4. 中部圏の活性化	4
第 II 部 平成 25 年度税制改正に向けての意見	5
1. 法人税制	5
(1) 法人実効税率および課税ベース	5
(2) 移転価格税制	5
(3) 外国税額控除制度	6
(4) タックスヘイブン税制	6
(5) グループ法人税制	6
(6) 連結納税制度	6
(7) 研究開発税制	7
(8) 欠損金の繰戻還付、繰越控除	7
(9) 減価償却制度	7
(10) 貸倒引当金制度	7
(11) 特別法人税	7
(12) 受取配当金の益金不算入制度	8
(13) 税務コストの企業負担	8
2. 消費税制	9
(1) 税率	9
(2) 使途	9
(3) 逆進性緩和策	9
(4) 仕入税額控除	9
3. 地方税	10
(1) 固定資産税	10
(2) 地方法人 2 税	10
(3) 地方消費税	10

(4) 課税自主権	10
(5) 事業所税	10
(6) 外形標準課税	11
4. 印紙税.....	11
5. 個人税制.....	11
(1) 低所得者等への配慮.....	11
(2) 金融所得課税	11
(3) 贈与税	12
(4) 相続税	12
(5) 住宅に係る租税特別措置等.....	12
6. 納税環境の整備	12
(1) 納税者権利憲章	12
(2) 社会保障・税番号制度.....	12
7. 地球環境税制	13
8. 自動車関係諸税	13
9. 防災・減災対策に関する税制.....	13
(1) 背景および必要性.....	13
(2) 具体的な税制措置の案.....	14
(3) 税制創設の効果	15
10. 中部圏活性化に資する税制	15
(1) 中部圏の産業高度化に資する税制	15
(2) 総合特区制度における規制緩和の推進	15
(3) 先端技術開発の支援.....	16
(4) 事業承継税制	16
(5) 中心市街地の活性化に資する税制	16
 〔 参考資料 〕	 17

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制抜本改革の必要性

わが国は、国の骨格の有り様を根本から考えなければならないいくつかの課題に直面している。その一つとして、急速に進む少子高齢化・人口減少などの人口論的な問題が最も基底に存在する。その上に、経済活力の維持、成長著しい新興国等との競合、財政の早期健全化などの経済的・財政的な問題がある。これと並行して、地方分権改革の推進など国家統治・行政機構の問題、社会保障負担や就労機会等における世代間の不公平性などの社会的問題がある。

これらの課題解決には、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、租税政策などの総合的な対応が必要であるが、租税政策は特に重要な位置を占める。

2. 改革の方向性

(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革

国民が各自の生活において将来にわたって明るい展望を開けることが重要である。この将来に対する安心感と期待感があってはじめて現在の消費や投資が拡大できることとなる。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の3つについて、一体的に改革を進めるべきである。租税も諸種の社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

先般、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立した。これは財政健全化への第一歩として捉えることができる。財政健全化に向けては、今後更なる検討が進められることを期待する。

社会保障制度について、政府が示した大綱を見ると歳出の抑制が見られないことおよび現役世代の負担に多くを依存していることから、不十分な内容と言わざるをえない。今後は、「社会保障制度改革国民会議」において、これらの観点を踏まえた議論がなされることを期待する。

税制、財政、社会保障制度の一体的改革を進めるにあたっては、不断の歳出の見直しは言うまでもないが、これらを進めていく中で、国民のあるべき受益水準とそれに相応しい負担のあり方について、合理的で持続可能性のあるビジョンを示し、国民的合意を得る努力を行って頂きたい。

(2) 税制抜本改革のあり方

一体的改革の中で特に税制に焦点を当てるならば、まず、政策目標を効率的、効果的に達成する税制を構築することが必要である。

政策目標は、経済活力の向上と国家財政の再建を中心に据えざるを得ないと考えられる。この政策目標を実現するための合理的な税制とは、法人税などの生産段階における税を軽減してわが国の国際競争力を強化し、分配段階の国民所得の向上を図り、その結果もたらされる支出段階の消費の拡大から安定した消費税収入を得ることによって財政の健全化を促進する好循環を作り出す税制であると考えられる。(参考資料を参照)

したがって税制の抜本改革においては、直接税である法人税のウェートを引き下げ、間接税である消費税のウェートを引き上げることで直接税と間接税のバランスを改善し、財政の健全化を促進する税構造へ転換を図るべきである。

また、実効性ある抜本改革のためには納税者の納得性を高める必要があるため、番号制度を導入することによって、納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めるとともに、納税の公平性を確保すべきである。この制度導入は、課税庁の事務の合理化と人員などの削減にも寄与すると考えられる。

(3) 地方分権の推進に資する税制

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。この点に鑑みれば、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

平成 20 年秋に始まった経済危機によって、県・市などは税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続性が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい地方の歳入構造上の問題であり、この点に鑑みても地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人 2 税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の歳入割合（中央：地方＝6：4）を中央政府と地方政府の歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ、地域間格差を縮小することが可能な水平的財政調整等の仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産課税など、応益性が見出し難い税目は整理削減すべきである。

(4) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備

政治経済のグローバル化に伴って、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための政策実行の有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。

各国は租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、国際的な租税制度の標準を意識した改革を進めるべきである。

特に法人実効税率の引き下げ競争は、その具体的な現われの一つである。今年度から法人実効税率の引き下げが行われているが、わが国の税率レベルは未だに諸外国に比べ極めて高い水準にある。そのため、早急に国際競争力のあるレベルに引き下げられるべきである。

わが国企業は、新興国の激しい追い上げを受けており、その競争環境は日々激化している。わが国企業が国際競争の中で勝ち抜くことができるよう、事業活動において競争力を高めるインセンティブが働くような税制の制度設計の工夫を図るべきである。

また、特に国際課税については、企業が国際競争の中で不利とならないよう、課税庁にはわが国企業との協調的な税制の運用を期待する。

3. 東日本大震災からの復興と被害からの教訓

被災地においては、日々懸命な復興への取り組みが続けられている。被災した方々・地域の復興を少しでも早く実現するためには、継続的且つきめ細やかな支援が必要である。この支援において、税制措置が果たす役割は大きい。税制特例法によって既に措置されているものに加え、更なる特区制度の活用等、復興の実現性を高めるため、更に柔軟な支援を行うことが重要である。

加えて重要なことは、未曾有の被害から得た教訓を活かし、防災・減災の対策を進めることである。すなわち地震動に加え、津波、液状化への対策を総合的且つ速やかに進めることが重要である。現在、住宅に関する地震動への備えについては、耐震改修促進税制が存在するが、企業向けの税制は存在していない。既に取り組みを開始している企業も存在するが、企業の防災・減災対策を後押し、促進するような税制の創設が必要である。このようにすることで地震が発生した場合、経済活動の維持のみならず、地域雇用の早期回復、地域コミュニティーの再生等、災害への耐性が高まるものと考えられる。

4. 中部圏の活性化

中部圏は、主に自動車や工作機械などを中心とする加工組立型製品の輸出を通じて日本経済の発展に貢献してきた。今後も中部圏は自己の活性化を通じて日本経済の発展に貢献し続けることができると考える。

具体的には、既存産業の活力維持に加え、次世代自動車、航空宇宙、低炭素・資源リサイクル、長寿ヘルスケア、観光などの新たな産業の育成により中部圏は自己の活性化を図り、日本経済の成長のエンジンとしてその発展に貢献していく。これらの発展基盤の強化に資する税制の創設や整備がなされることを期待し、要望する。

第Ⅱ部 平成25年度税制改正に向けての意見

1. 法人税制

(1) 法人実効税率および課税ベース

わが国の法人実効税率は、5%引き下げられ35%（復興付加税が課される間は38%）となったが、先進国の中でも依然として高いレベルに位置している。

わが国の企業の資本蓄積を促進し、国際競争力の維持・向上を図るために、アジア圏の20～25%程度を視野に入れつつ、早急に欧州主要国並みの30%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。この目標を実現するにあたっては、税制の抜本改革が必要となる。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

また、法人実効税率とセットの対応関係にある課税ベースについて、わが国のカバー指数は、欧米主要国との比較において高く、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の国際競争力を弱めている。そのため、欧米先進諸国の水準に近づけるべく、絶えざる縮小の改善努力を行うべきである。具体的には、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」、「欠損金の繰越控除制度」、「減価償却制度」、「貸倒引当金制度」などについて、課税ベースの縮小を図るべきである。

このことにより、国際的な競争における法人課税面でのイコールフットィングに近づくことができ、ひいては企業活動が国民所得の向上に一層貢献することができる。

(2) 移転価格税制

国際的な競争のイコールフットィングを図るために移転価格税制が的確に運用されることが重要である。昨年度、独立企業間価格の算定方法における適用順位の見直しが行われたが、実効ある税制の運用に向け、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われることが必要である。

そのため、租税条約ネットワークの拡大、OECDガイドラインの改正および二国間協議・事前確認等において、わが国が戦略的な視点から移転価格税制の国際的なルール形成・運用の改善をリードしていくことが重要である。

また、制度の執行にあたっては、課税庁は二重課税の回避を最大の目標に、追徴等の処分を行う前に紛争関係国との合意形成を最大限図って頂きたい。あわせて、判断・調整プロセスについても透明性を高めて頂きたい。

(3) 外国税額控除制度

外国税額控除制度のうち直接税額控除制度については、外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間を3年から10年に延長する等の改善を図るべきである。このことにより、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態の解消を図ることが可能となる。

(4) タックスハイブン税制

現在のトリガー税率は20%である。この税率は、40%であったわが国の法人実効税率の半分とする考え方を反映したものと考えられる。同様の考え方に立ち、法人実効税率の引き下げと併せて、トリガー税率についてもその半分程度にその都度見直すべきである。

(5) グループ法人税制

グループ法人税制は、法人の組織形態の多様化に対応するために平成22年度に導入された制度であるが、2つの課題が存在する。

第1に、大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置が適用されない公平性の課題である。

第2に、100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べに係る事務負担上の課題である。具体的には、対象となる譲渡取引資産の抽出、個社・グループの税金計算、対象資産の管理等の煩雑さである。これらはグループ再編を行う毎に増大するため、戦略的・機動的な再編の障害となる。

これらの課題を含め、同制度については、導入後2年が経過しており、実態を見極めた柔軟な見直しを図るべきである。

(6) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入された制度であり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第1に、連結納税の要件を緩めるべきである。現行制度では100%子会社は連結納税グループに入れなければならないなど硬直的である。

第2に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み益は課税されることになっているが、法人税法のなかでも例外的な取扱いである上、諸外国でもあまり例を見ない制度であり、廃止すべきである。

第3に、連結納税の申告について、子会社の個別帰属額届出書の別表および添

付書類提出の省略等、手続きの簡素化を図るべきである。

(7) 研究開発税制

わが国企業が国内において研究開発を継続し、その競争力を維持・向上する上で、研究開発税制が果たす役割は大きい。そのため、今年度から廃止された試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度(30%の税額控除限度額)を復活し、恒久化を図るべきである。

また、控除限度超過額の繰越期間については、現行の1年から3年に延長すべきである。

(8) 欠損金の繰戻還付、繰越控除

欠損金の繰戻還付は、中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活すべきである。加えて、繰戻期間についても3年にすべきである。

また、多くの企業が経済危機および東日本大震災と引き続く景気の悪化によって巨額の損失を計上し、計上された損失は、その後の業績回復によって早期に相殺されることが困難であると見込まれる。このことに鑑み、国際競争力の向上の観点から、80%に縮小された欠損金の控除限度額を全額控除可能に戻すことに加え、欠損金の繰越控除を行える期間を現行の9年から欧米並みの20年以上に拡充すべきである。

(9) 減価償却制度

減価償却制度の定率法の償却率については、今年度より従来の定額法の償却率の250%から200%に縮小された。わが国企業の設備投資を促進し、生産性の向上や研究開発等の促進に対するインセンティブが働くよう、元の制度に戻すべきである。

(10) 貸倒引当金制度

貸倒引当金制度については、今年度から適用法人が銀行、保険会社等および中小法人等に限定されることとなった。貸倒引当金は、会計上、合理的な見積もりによって適正に計上された回収不能見込み額であり、実質的に担税力を失っている。そのため企業の限定を解除し、元の制度に戻すべきである。

(11) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。

(12) 受取配当金の益金不算入制度

法人の受取配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また、平成 14 年度税制改正において廃止された特定利子に関する措置について復活させるべきである。

(13) 税務コストの企業負担

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっている。わが国企業の競争力の維持・向上を図る観点から、企業の事務負担の軽減を図る方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて簡素化を図るべきである。

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（IFRS）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。IFRS の適用を検討する中で、税制のあり方についてもあわせて検討されることを期待する。

減価償却制度については、平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

地方税について、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は、煩雑さが大きい代表例である。また、複数の自治体に跨る申告手続きの一元化や自治体毎に異なる帳票の統一等、手続きや窓口について簡素化が図られるべきである。

2. 消費税制

(1) 税率

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税の縮減、消費税の拡充という組み合わせを中心に据えるべきである。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費の支出抑制をはじめ、歳出の削減を図りつつ、平成 32 年（西暦 2020 年）までに消費税率を 10% 台後半まで引き上げる必要がある。

先般、所謂消費税率引き上げ関連法案が成立した。これは財政健全化への第一歩として捉えることができる。財政健全化に向けて、今後更なる消費税制の検討が進められることを期待する。

(2) 用途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費等に充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

消費税率が 10% を超える水準となった場合、高額所得者に比べ低所得者の負担が相対的に大きくなる逆進性の問題への配慮が必要になると考えられる。

この場合、生活必需品等に低い税率を適用する複数税率化は制度の複雑化や納税者および課税当局の事務負担の増大を招くことになる。また、その軽減効果は高額所得者も享受することとなり、逆進性解消が徹底しがたいという難点がある。

これに対し、生活必需品に係る消費税率の引き上げ相当額を低所得者層に対して定額で還付する還付方式は、還付すべき対象者の所得の捕捉の正確性や公平性などの点で難点がある。しかしながら、この難点は納税者番号制度等の整備によってある程度克服できると考えられる。

このため、逆進性緩和については、還付方式およびこれと所得控除を組み合わせた給付付き税額控除を中心に現段階から検討を深めておくべきである。

(4) 仕入税額控除

仕入税額控除に係る所謂 95% ルールは事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものである。平成 24 年度から適用範囲が課税売上高 5 億円以下の事業者に限定されたが、当該制度の趣旨に鑑み、再検討すべきである。

3. 地方税

(1) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産課税については行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではない。

特に、償却資産に対する固定資産課税については、製造業等特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から廃止すべきである。

また、減価償却制度が改正されて償却可能限度額が撤廃されているが、地方税である固定資産税のうち家屋および償却資産に対するものについては、従来の制度が維持されている。少なくとも論理性を欠いた状態を解消し、最終残価率および償却可能限度額を撤廃すべきである。

(2) 地方法人2税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人2税については、税の偏在性と不安定性に問題を抱えている。このため、地方消費税を拡充し、代わって地方法人2税の縮減を図るべきである。

地方法人2税の縮減に当たっては、まずは所得割など法人実効税率を上昇させる成分は廃止するかあるいは縮小して国税に編入すべきである。

(3) 地方消費税

地方消費税については、その地域の消費実態に対応して偏在性がなく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人2税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

(4) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使に当たっては、一般住民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきである。特に、投票権を持たない法人に対する安易な新規課税や重課はあってはならない。

(5) 事業所税

事業所税については、過密や混雑の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和50年当時から社会状況は変化しており、今日の都市問題はむしろ都市中心部の空洞化である。都市における店舗等の新規開設と地域雇用増進にマイナスに働く同制度は、廃止すべきである。このことにより、都市における店舗等の新規開設と雇用の増進が期待される。

(6) 外形標準課税

平成 16 年 4 月 1 日より施行された事業税における外形標準課税については、付加価値割額に報酬給与額が加算されることから、企業の雇用に対して抑制的に働く。また、企業は、法人住民税（均等割）や固定資産税等を負担しており、これらに加えて外形標準課税を課すことは、応益課税の観点から二重負担となっている。そのため、外形標準課税については、基本的に廃止すべきである。

廃止されない場合は、煩雑で企業の事務負担を増大させている付加価値割について、計算方法の簡略化や必要性の低い明細書の廃止など、簡素化を図るべきである。

4. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っており、廃止すべきである。

5. 個人税制

(1) 低所得者等への配慮

低所得者や子育て世帯に対する所得税の負担軽減については、真に軽減を必要とする世帯に確実に恩恵が行き届くようにすべきである。すなわち、租税制度に偏らない社会保障制度全般と一体化した措置を講ずることによって、諸種の社会保障制度による給付とあわせて不公平感を生じない工夫を行うべきである。

また、給付付き税額控除を導入する際は、既存の各種給付制度との整合を図るべきである。加えて、導入の対象や要件を明確にすべきである。

なお、これに関連して、中間所得層は個人税制における税負担の中心をなしていることに鑑み、この層が勤労意欲を失ったり、税負担に不公平感を抱いたりしないような税制を目指す必要がある。このため、低所得者等への配慮とバランスのとれた中間層への配慮、納税者間の所得の捕捉性の不公平感（所謂「クロヨン」問題）の解消など、多角的に個人税制の制度改革が進められるべきである。

(2) 金融所得課税

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得ごとの複雑な課税から損益通算を幅広く認める簡素な課税へと改革を推し進め、金融所得課税の一元化を目指すべきである。

また、平成 26 年から 3 年間の時限付きで導入される少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版 ISA）については、投資家の利便性及び金融機関の実務に配慮した簡素な制度となるよう要望する。

(3) 贈与税

消費を活性化する方策の一つとして、贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育て等で生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるようにすべきである。

(4) 相続税

相続税について、基礎控除枠の縮小および税率の引き上げが行われた場合、資産の海外移転を誘発することとなるため、課税強化は行うべきでない。

(5) 住宅に係る租税特別措置等

不動産取得に係る印紙税および登録免許税の軽減措置、土地の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の軽減措置、既存住宅のバリアフリー改修および省エネ改修の投資減税、サービス付き高齢者住宅の特例、バリアフリー法に基づく認定特定建築物の特例等は、24年度末までで期限を迎える。同制度は経済の波及効果が大きい住宅需要を喚起するため、適用期限を延長して頂きたい。

また、住宅のような高額商品は消費税率の引き上げによって税負担が非常に重くなるという特殊性に鑑み、新たな負担を極力軽減するような措置について検討を進めるべきである。

6. 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章

納税者の権利保護の観点から納税者権利憲章の整備を推進すべきである。

(2) 社会保障・税番号制度

税制の観点からは、徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の捕捉の正確性および納税の公正性を確保する必要がある。また、社会保障制度の観点からも、給付や負担の公平性を確保する必要がある。そのために、社会保障・税番号制度を早急に導入すべきである。

7. 地球環境税制

温室効果ガスの削減について、企業は重大な社会的責務として技術革新をはじめとする様々な自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

本会がかねてより、地球温暖化対策税制をわが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念されると主張してきたところである。

加えて、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始などを受け、エネルギー価格の更なる上昇も懸念されている。

今年度から導入されることとなった地球温暖化対策税制については、このような状況変化を踏まえたエネルギー政策全体の見直しにあわせ再度そのあり方を見直すべきである。

また、今年度より環境関連投資促進税制が創設された。このような地球環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進するインセンティブとなる税制の整備を促進すべきである。

8. 自動車関係諸税

揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等からなる自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。当該税率については、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿である。

さらに、自動車取得税は消費税と、自動車重量税は自動車税との二重課税となっており、自動車の利用者だけが過大に負担を強いられている。そのため、自動車取得税と自動車重量税を廃止し、自動車関係諸税の整理・簡素化を図るべきである。このようにすることで自動車の国内販売が拡大し、裾野の広い自動車関連産業の活性化が図られ、わが国経済全体の発展に繋がることとなる。

9. 防災・減災対策に関する税制

(1) 背景および必要性

東日本大震災の教訓に鑑み、わが国全体の防災・減災のレベルを向上させる必要がある。特に喫緊の課題として念頭に置くべきものとして、発生の可能性が高い東海・東南海・南海3連動地震への対策が必要であると考えられる。昨年6月に施行された「津波対策の推進に関する法律」の第16条において、「国は、津波対策の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置を講ずる

よう努めるものとする。(以下、略)」とされている。

加えて、東日本大震災以降、企業から建設業等へ向けられる地震対策の相談件数が飛躍的に増大するなど、企業の防災・減災対策への取り組みの必要性が強く認識されている。

そのため、地震動のみならず、津波、液状化対策を含めた震災に対する企業の総合的な防災・減災対策を促進させる税制を創設し、企業の防災・減災対策を後押しすべきである。

(2) 具体的な税制措置の案

企業の防災・減災対策を促進する税制として、企業の対策の種類や進行フェーズに応じた以下の税制優遇措置の創設を要望する。

- 調査段階の措置
 - ・ 地盤調査、津波解析等の調査費用の税額控除
- 準備段階の措置
 - ・ 調査、計画、工事の完了までに一定の期間を要する規模の防災・減災対策を対象とし、積立てた金額の損金算入を可能とする措置
 - ・ 地震被害への備えとして契約する地震保険の支払保険料の税額控除
- 固定資産等の取得段階の措置
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する際に取得した土地・建物に対する登録免許税と不動産取得税の減免
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する場合の譲渡資産の譲渡益に対する課税の繰り延べ
- 事業所等の移転段階の措置
 - ・ 危険度の高い地域から危険度の低い地域へ事業所を移転する際の移転費用の税額控除
 - ・ 既存の事業所の対策を講ずるにあたって一時的に賃借した土地・建物の賃借料の税額控除
- 固定資産等の保有段階の措置
 - ・ 調査、計画、工事の完了までに一定の期間を要する規模の防災・減災対策において取得した資産に対する固定資産税の減免、償却資産の加速償却
 - ・ 事業用建築物の耐震改修工事で取得した償却資産の加速償却 等
- 地域防災事業等に対する措置
 - ・ 組合等による震災対策強化事業としての防災・減災対策に対して企業が負担した事業費の税額控除

(3) 税制創設の効果

本税制が創設されることにより、まずは、将来、震災が発生した場合に被害額を軽減する効果が見込まれる。あわせてその結果として復旧・復興への国費投入が抑制できることとなる。次に、企業活動の継続性が向上する効果が見込まれる。あわせてその結果として地域雇用の確保、国民経済の持続性が向上する効果が見込まれる。さらにその結果として諸税収の減少が抑制される効果が見込まれる。

税収面においては、企業の設備投資が促進されることによる税収増が見込まれることもあり、全体的に大きな税収減は想定されず、一定の期間で見れば寧ろ税収増に働くものと考えられる。

また、景気に与える効果として、建設関係等の需要が喚起される結果、中小企業の活性化、地域雇用の向上、消費の維持拡大など経済全般にわたって多面的な景気浮揚効果があると考えられる。

10. 中部圏活性化に資する税制

(1) 中部圏の産業高度化に資する税制

中部圏は、地域経済の発展を通じて日本経済全体の繁栄に貢献したいと願っている。特に次世代自動車、航空宇宙、低炭素・資源リサイクル、長寿ヘルスケア、観光等の各産業は、中部圏の産業高度化を担うリーディング産業と位置付けられる。これら次世代産業の育成にあたっては、研究施設・生産施設等に対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充等、各産業に係る税制について配慮がなされることを要望する。

(2) 総合特区制度における規制緩和の推進

総合特区制度は、先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中することを目的に創設された制度である。

国際戦略総合特区として指定された「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成総合特区」において要望している航空機製造に関わる輸入品の関税のフリーゾーン化、航空機関連の中小企業の投資促進税制の拡充・恒久化、飛行試験等における航空機燃料税の減免について総合特区制度の趣旨に則り実現して頂きたい。

また、地域活性化総合特区として指定を受けた静岡県の「ふじのくに先端医療総合特区」、三重県の「みえライフィノベーション総合特区」、浜松市の「未来創造『新・ものづくり特区』」、豊田市の「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」についても税制面での支援などの配慮がなされることを要望する。

(3) 先端技術開発の支援

中部圏の企業や（一財）ファインセラミックスセンターなどに代表される研究機関は、わが国の次世代を担う産業あるいは産業技術として、ファインセラミックス、ナノテク、航空宇宙産業等の分野で研究開発を推進しているところである。

これらの研究機関の中には公益法人改革の流れの中で、これまでの公益法人から特例民法法人を経て一般法人の地位を選択するものが登場している。このような機関は、地位が移行しただけで非営利性の高い実態に変化がないにもかかわらず、固定資産税や都市計画税が新たに課されることとなる。この結果、研究開発に係る資金が減少し、先端研究開発の推進が阻害されることになるため、非営利性の高い実態に鑑み、引き続きこれらの税が減免されるような税制を創設して頂きたい。

(4) 事業承継税制

中部圏の産業は多くの優れた中小企業の存在によって支えられている。今後の中部圏の更なる発展には、これらの中小企業が次の世代に承継されていくことが重要である。そのためには、納税猶予の要件緩和や企業価値の算定基準の見直しなど、事業承継税制の使い勝手の向上および利用者の拡大を目指し、見直しを図るべきである。

(5) 中心市街地の活性化に資する税制

中部圏の中には市街地の空洞化を課題として抱えている都市がある。この課題に対応するためには、空洞化した都市の再開発を促進する税制改正が必要となる。

事業所税は、過密や混雑等の都市問題に一定の役割を果たしてきたが、制定当時と社会状況が変化し、その役割を終えたと考えられるため、廃止すべきである。

このことにより、中部圏の市街地の再開発が促進され、店舗等の新規開設と雇用の増進が期待される。

以上

〔 参考資料 〕

「法人税軽減、消費税率引き上げがもたらす経済効果の考察」

本会は、法人税を軽減し企業活動を活性化して経済を拡大させれば、国民所得が増加し、ひいては消費の増加が見込まれるので、消費税率を引き上げれば、国民経済に痛みが少ない形で税収額全体が増加するものと考えている。

この考え方をもとに、法人税軽減と消費税率引き上げの組み合わせを税制抜本改革の中心に据えた提言を行っている。

そこで、①法人税軽減は経済押し上げ効果を持つか、②消費税率引き上げの経済下押し効果は小さいか、③経済にプラスに働き且つ税収全体の増収をもたらす法人税軽減と消費税率引き上げの組み合わせはどのようなものか等について考察を深めた。

考察に当たっては、公益財団法人中部圏社会経済研究所の協力の下、同研究所が開発した「中部圏長期マクロ計量モデル」により、法人税の軽減、消費税率の引き上げが中部経済にどのような効果をもたらすかを多面的に検討した。

結果は以下に掲げるとおりである。

1. 法人税軽減は経済にプラスの影響を与える

法人税が軽減されることで、民間企業投資、民間消費が大きく増加する。その結果、中部圏GDPは名目、実質、潜在の全てにおいて増加する。増加の程度は法人実効税率の軽減度合が大きいほど大きい。

○法人税軽減の経済的影響度(基準ケース[法人実効税率 40%]からの増減幅) (単位:%)

経済指標		ケース	法人実効税率			
		35%	30%	25%	20%	
中部圏名目GDP		0.54	1.20	2.05	3.21	
中部圏実質GDP		0.52	1.17	1.99	3.12	
中部圏潜在GDP		0.14	0.32	0.55	0.85	
構成要素 (実質値)	民間消費	0.81	1.82	3.13	4.93	
	民間住宅投資	0.09	0.20	0.34	0.54	
	民間企業投資	1.21	2.67	4.51	6.92	

注1: 「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県(富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀)を対象としている。

注2: 法人税率のみを変化させ、その他の変数は固定している。

2. 消費税率（含む地方税）引き上げは経済にマイナスの影響を与えるが、影響度合 いは総じて限定的である

消費税率の引き上げは、民間消費、民間住宅投資、民間企業投資を冷え込ませる。その結果、中部圏GDPは名目、実質、潜在の全てにおいて減少する。しかしながら減少幅は総じて限定的である。

○消費税率引き上げの経済的影響度(基準ケース[消費税率5%]からの増減幅) (単位:%)

経済指標		消費税率（含む地方税）		
		10%	15%	20%
中部圏名目GDP		-0.26	-0.33	-0.32
中部圏実質GDP		-0.33	-0.48	-0.56
中部圏潜在GDP		-0.08	-0.12	-0.13
構成要素 (実質値)	民間消費	-0.34	-0.39	-0.34
	民間住宅投資	-0.27	-0.51	-0.74
	民間企業投資	-0.91	-1.38	-1.69

注1：「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象としている。

注2：消費税率のみを変化させ、その他の変数は固定している。

3. 現実的な法人税軽減と消費税引き上げの組み合わせは経済にプラスに働く

法人税軽減の経済へのプラス効果と消費税率引き上げの経済へのマイナス効果は打ち消し合うが、概ね差引プラスの効果が現れる。例えば、法人実効税率30%、消費税率10%の組み合わせでは、中部圏実質GDPは0.78%の増加となる。

○法人実効税率と消費税率の組み合わせの中部圏実質GDPへの影響度

(基準ケース[法人実効税率40%、消費税率5%の組み合わせ]からの増減幅) (単位:%)

消費税率 \ 法人実効税率	40%	35%	30%	25%	20%
10%	-0.33	0.17	0.78	1.58	2.65
15%	-0.48	0.01	0.61	1.39	2.44
20%	-0.56	-0.08	0.52	1.29	2.33

注1：「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象としている。

注2：法人税率と消費税率のみを変化させ、その他の変数は固定している。

4. 現実的な法人税軽減と消費税率引き上げの組み合わせは税収全体を増加させる

法人税軽減の税収減効果と消費税率引き上げの税収増効果は税収全体に対して打ち消し合う関係にあるが、現実的にあり得る組み合わせにおいては、税収全体を増加させる。例えば、消費税率 10%と法人実効税率 35%の組み合わせの場合、わが国全体の税収は、現在の税収約 42 兆円から 7 兆円強の増加が見込まれる。

○法人実効税率と消費税率の組み合わせがもたらすわが国全体の税収額

消費税率 \ 法人実効税率		40%	35%	30%	25%	20%
		40%	35%	30%	25%	20%
10%	わが国税収額(兆円)	50.8	49.4	48.2	47.2	46.3
	現状比 (%)	+19.87	+16.68	+13.89	+11.45	+9.36
15%	わが国税収額(兆円)	58.4	57.2	56.1	55.2	54.5
	現状比 (%)	+37.87	+34.98	+32.49	+30.41	+28.76
20%	わが国税収額(兆円)	65.3	64.2	63.2	62.5	61.9
	現状比 (%)	+54.20	+51.53	+49.30	+47.50	+46.20

注1：「中部圏長期マクロ計量モデル」は、中部広域9県（富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀）を対象としている。

注2：わが国税収額はモデルから推計された基準ケース（法人実効税率 40%、消費税率 5%）からの乖離率に現状の税収額（平成 24 年度当初予算における一般会計の税収 42 兆 3,460 億円）を乗じて算出した。

(注)

1. 「中部圏長期マクロ計量モデル」は、1975～2008 年度までの実績値を基に、2035 年度までの長期の経済変動を予測することが可能なモデルとして作成されている。
2. シミュレーションは、2009～2012 年度までは標準ケース（法人実効税率 40%、消費税率 5%）で予測し、2013 年度に法人税軽減、消費税率引き上げ等のインパクトを与えた。効果の大きさは、各経済指標において標準ケースからの乖離率 (%) で示した。
3. シミュレーションの趣旨は、法人税率、消費税率の増減度合と経済への影響度合いの関係を考察することにある。したがって、消費税率引き上げ前の駆け込み需要等の効果の考慮は今回の分析では不要と判断し捨象する単純化を行った。

以上